

2011 年度勤労者福祉の充実・強化に関する  
要 請 書

2011 年11月22 日

財団法人 鳥取県労働者福祉協議会

## 2011年度労働者福祉の充実に関する要請書(財団法人鳥取県労働者福祉協議会)

要請事項	担当部局	回 答
<b>1. 労働者福祉運動・事業との連携・支援について</b>		
(1)鳥取県労働者福祉協議会(以下、鳥取県労福協)は、かねてより鳥取県行政との連携とご支援をいただき、地域労働者の生活サポートと労働者福祉の環境改善に向けて諸活動を展開して参りました。 今後とも、労働者の生活サポートに関わる各種事業や調査・研修・啓発事業、文化・スポーツを通じての交流事業、ワーク・ライフ・バランスの推進など、具体的な展開にあたって、必要な連携と補助について継続していただくよう要請を致します。	商工労働部(雇用人材 総室労働政策室)	鳥取県労働者福祉協議会補助金として労働者福祉の増進に資する事業に対して支援しているところであり、引き続き支援を行うと共に、連携の強化に努めたい。
(2)今日の雇用労働を取り巻く環境のもとでは、労働法制を尊重する労務管理の促進や労使間トラブルの防止など、健全な雇用・就労を実現するための積極的な施策を必要としています。 現在、鳥取県の行なう中小企業労働相談所「みなくる」の事業運営については、鳥取県労福協が受託していますが、ノウハウの蓄積と継続的な運営体制が必要と考えられることから、今後とも鳥取県労福協の受託による事業継続について要請致します。	商工労働部(雇用人材 総室労働政策室)	鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)は、増加する労働・雇用相談に対応(平成23年度の相談件数は2,895件(12月末現在)で、前年同時期の2,537件に比べ、約1.14倍に増加)とともに、みなくる鳥取に「三洋CE等離職者労働相談窓口」を設置し機動的に対応するなど、引き続く厳しい雇用情勢の中、健全な雇用・就労を実現するための重要な相談機関と考えている。 同相談所の設置については、対人業務の特殊性ゆえ、相談者である県民側が受けけるサービスの質の維持の観点から、同一事業者による一定期間の継続的な実施が望ましいこと、及び受託事業者の雇用の安定かつ対人業務の特殊性から、ノウハウの継続が期待できる雇用期間が望ましいことから、現在の単年度契約から3年間の複数年度契約に変更することとし、引き続き公募により業務委託する予定である。
<b>2. 格差・貧困社会のはざま</b>		
(1)第2セーフティーネットの充実について 不安定雇用の拡大や、就労希望者の未就業状態の拡大・長期化など雇用情勢の厳しさが依然続く中で、就業困難から生活困窮による生活保護(最終のセーフティーネット)者が急増するなど社会問題化し、財政負担の増加とともに保護基準の見直しや法改正の動きも顕在化しています。 本年10月から厚労省の「求職者支援制度」がスタートするなど、「就業」と「生活」をパッケージとして支援する、いわゆる「第2セーフティーネット」のあり方が注目されつつあり、国・地方自治体ともに行政上の重要な課題として推進して行く必要があります。 県行政としても、県内の現状把握をもとに、公的セーフティーネットの充実を図る立場から、国に対しての一層の制度拡充を働きかけるとともに、関係機関との連携による就労・生活支援の充実策と、相談窓口のワンストップ化など地方行政としての第2セーフティーネット施策を一層推進されることを要請致します。 また、厚生労働省のモデル事業として各地で広がりつつある「パーソナルサポート事業」について、鳥取県としても事業の導入をされるよう要請致します。	・福祉保健部(福祉保健 課) ・商工労働部(雇用人材 総室雇用就業支援室)	生活圏域ごとに設置されたハローワークのほかに、本県では若者仕事ぶらざやミドル・シニア仕事ぶらざ、鳥取県ふるさとハローワーク、障害者就業・生活支援センターを設置し、就業支援員等によるマンツーマンできめ細やかな就業支援に取り組んでいる。 福祉サイドにおいても、社会福祉協議会が生活福祉資金の貸付け、福祉事務所は、生活保護の適用などによって、様々なニーズを抱える人の自立を支援し、必要に応じて連携している。また、ハローワークと県で住居・生活に困窮する離職者に対して住居の確保や生活支援を行ったり、ハローワークと福祉事務所が協定を結んで、生活保護受給者や児童扶養手当受給者等に対し、積極的に就労支援を実施している。 このように、すでに各圏域ごで関係者が連携してチームサポートを行い、第2のセーフティーネット施策にも取り組んでいる。各関係機関が緊密に連携することによって、パーソナルサポート事業が目的とするような対応も可能となるため、モデル事業の活用は考えていない。まずは現行の制度の中で連携の充実強化が必要であると考えており、今後も今あるチーム支援体制がより効果的に行えるよう緊密な関係を維持し、きめ細やかな支援を行っていきたい。 なお、地域雇用創造推進事業として実施している「未来プラン」の人材育成研修事業の求職中の受講者に対してもセーフティーネットを設けることが出来るよう国に要望したところである。(平成23年10月)
(2)経済的事情による子どもの教育格差の解消について 家計の経済的事情による子どもの教育格差をなくす取り組みについては、高校授業料の無償化、奨学金制度の利活用などを通じて一定の経済的負担は軽減されていますが、通学費用や、教材その他の保護者負担など、前記の措置だけでは補い切れない現状にあります。 また、卒業後の雇用状況に伴う貸与奨学金の返済負担など、現行奨学金制度だけでは解決できない状況も踏まえ、家計の困窮による教育格差を最大限解消する立場で、給付型奨学金の新設など、諸施策を更に推進されるよう要請致します。	教育委員会(人権教育 課)	高校に係る奨学金については、厳しい経済・雇用情勢を考慮し、十分な新規貸与枠(940名分)を確保し、所得要件(父、母、本人、弟又は妹の4人世帯の場合、年間世帯所得約800万円以内)を満たしている申請者全員を奨学生に決定しているところ。 また平成22年度から授業料無償化が開始されたが、授業料以外の負担を考慮し、貸与月額を減額することなく継続しており、現時点において県単独での給付型奨学金の創設は考えていない。 なお、低所得世帯に対する就学支援の充実を図るため、給付型奨学金の創設等について全国知事会等を通じて国へ要望しており、国においても平成24年度概算要求で給付型奨学金制度の創設を要求したが、創設は見送られたようである。 引き続き、就学支援の拡充について国に要望したい。

## 2011年度労働者福祉の充実に関する要請書(財団法人鳥取県労働者福祉協議会)

要請事項	担当部局	回 答
<b>3. 「協同労働」による「新しい公共」の創造について</b>		
(1) 2012年は、国連で決議された「国際協同組合年」を迎えます。民間的公共を担う協同組合の社会的役割を積極的に評価し、現在国においても「協同労働の協同組合法」の制定に向けた検討・準備作業が進みつつあります。 県政においても、これらの動きを注視し、「新しい公共」の担い手としての「協同労働による協同組合」の社会的意義を積極的に受け止め、地域における「協同労働による協同組合事業」の促進に向けた環境づくりを行なわれるよう要請致します。	商工労働部(雇用人材総室労働政策室)	「協同労働」による「新しい公共」の創造については、その内容が明らかになっていないため、今後、情報の収集に努めるとともに、国などの動向を踏まえた上で対応を検討することとしたい。
<b>4. 地方消費者行政の充実について</b>		
(1) 消費者相談・啓発機能の充実について 県民の消費トラブルを防止し、安心・安全の消費生活を送るためには、県の「消費生活センター」と、各市町村の相談窓口機能の充実が不可欠と言えます。 国の「消費者行政活性化基金」が終了する2012年度(有効期間～2013年度)以降の措置についても、引き続き地方行政の役割を堅持するとともに、相談体制のレベルアップや相談員の専門性の確保につながる処遇改善など、相談・啓発機能強化を一層推進されることを要請致します。	生活環境部(くらしの安心局消費生活センター)	・現在、地方消費者行政活性化基金を活用し、県及び市町村相談窓口の機能強化を図っているところ。 ・基金終了後の財源措置については、基金設置当初から国を要望しており、今後も引き続き要望していきたい。 ・県全体の相談体制の機能強化を図るため、また、専門相談員の確保や待遇を勘案し、県と市町村が共同で県の消費生活相談員が設立するNPO法人への相談業務の委託を進めているところ。
(2) 多重債務・悪質商法への対応について 改正貸金業法の完全施行により、ヤミ金被害者数は確実に減少し、同法が着実に効果を上げています。 「法施行による現場混乱」の宣伝や、貸金業法の再改正をもくろむ動きも伝えられるところですが、引き続き多重債務や金融トラブル被害者の相談体制や、業者の悪質・脱法行為の監視・取締りなど多重債務問題に対する諸施策を維持継続されるよう要請致します。	・生活環境部(くらしの安心局消費生活センター) ・商工労働部(経済通商総室経営支援室)	<b>【生活環境部】</b> ・多重債務問題は深刻な社会問題であると認識しており、従来の法律の専門家による無料相談に加え、臨床心理士によるカウンセリングを実施するなど充実を図っているところ。 ・県及び市町村広報紙はもとより、多重債務リーフレットの金融機関ATMへの配架や県税催告書等への同封などにより相談窓口の周知徹底を図っており、引き続き「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」の関係機関等と連携し、多重債務問題の解決に努めていきたい。  <b>【商工労働部】</b> ・登録貸金業者について、引き続き法令に基づく監督及び資金需要者等からの苦情相談対応に取り組むとともに、適宜必要な指導を行う。(参考)県登録貸金業者 3社(平成24年1月現在)
(3) 食品の安全確保施策の推進について 近年、畜産品の伝染病や生食用食品トラブルなど、「食」の安全・安心に関わる事象が惹起するとともに、原発事故による農・畜・水産品の放射能汚染への不安も広がり、食品の消費行動にも大きな影響を及ぼしています。 県民の食生活の安全・安心の確保と、無用の風評被害を排除し、正確な情報のもとで安心して消費行動が行えるよう、自治体としての食の安全チェック体制の強化と情報公開について一層の取り組みを促進されることを要請致します。	生活環境部(くらしの安心局くらしの安心推進課)	食品の安全確保については、県民の皆様のご意見を伺いながら、毎年度県独自に重点監視項目などを定めた「食品衛生監視指導計画」を策定し、食品関連施設の計画的な監視指導を行うとともに、県内で生産される農産物や流通食品の検査を実施し安全性を確認している。 また、不適切な食品の製造・販売が発見された場合は、速やかに原因究明のための調査や回収を指示し、再発防止のための指導を徹底している。 県では、これら不良食品等の情報について、マスコミやホームページを通じて適宜公表しているところであり、引き続きこの取り組みを続けていきたいと考えている。
(4) 中山間地の高齢者等における買い物弱者対策の推進について 高齢者等における買い物弱者対策については、今春から経済産業省の補助事業もスタートするなど、高齢者等を抱える地域のインフラ機能としての施策が求められる状況にあります。 全国的に宅配・移動販売・交通手段確保など民間事業者やNPOなどの連携による支援事業が展開されつつありますが、いずれにしても事業の継続性を確保するためには、民間事業者の経済効果も必要となります。 これらの状況を踏まえ、継続性ある事業としての仕組みづくりと各地域への展開を県・市町村が主体となって推進されるよう要請致します。	企画部(地域づくり支援局中山間振興・定住促進課)	・「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」の見直しを行なうにあたり、学識経験者、民間代表、市町村担当課長等をメンバーとする「次期中山間地域対策検討懇談会」を設置し、次期中山間地域対策として取り組むべき施策について検討を重ねてきたところ。 ・懇談会からは、買い物困難地域における支援強化や生活交通の確保対策など安全・安心な定住環境の確保・充実に係る施策、および地域づくりのサポート体制の構築など地域の活性化対策に係る施策について多くの意見をいただきおり、次期施策においても、関係部局、関係市町村と連携しながら、より強力に中山間地域対策を進めたい。

## 2011年度労働者福祉の充実に関する要請書(財団法人鳥取県労働者福祉協議会)

要請事項	担当部局	回 答
(5)高校生の社会人前教育の推進について 高校生の社会人前教育として、金銭トラブル防止を中心とする消費者教育や、雇用契約・ワークルールの基礎知識について、実例を踏まえた実践的講座によって広く浸透を図ることが必要と考えます。 県内高校における取り組み状況を検証し、未実施高校での取り組みの促進を図るとともに、その際、鳥取県労福協の出前講座の活用についてもご案内いただくよう要請致します。	教育委員会(高等学校課)	<p>高校生の社会人前教育については、その重要性について、認識しており、各学校に対しても取組みの一層の推進を促すとともに、必要な情報を提供しているところである。</p> <p>具体的には、消費者教育については、すべての学校において公民科の「現代社会」及び家庭科の「家庭基礎」「家庭総合」等の授業で取り扱うほか、学校によっては、県消費生活センター職員、司法書士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を講師に招き、講演やセミナーを実施している。</p> <p>望ましい勤労観の育成については、特別活動の時間や総合的な学習の時間で各学校において計画的に指導している。</p> <p>労働法等については、すべての学校において、公民科の「現代社会」「政治・経済」において取り扱うほか、学校によっては、労働関係法制度の基本的な知識や相談先等について鳥取労働局と連携し、特別活動の時間に活用している。</p> <p>なお、平成24年度においては、すべての学校でのキャリア教育の取組みを促進するため、社会人として身につけるべき知識等に関する講座等をメニュー化して、学校が選択できる仕組みを検討しており、出前講座の活用についても、講座のメニュー化の中で検討する。</p>
<b>5. ワーク・ライフ・バランスと子育て支援策の充実について</b>  ワーク・ライフ・バランスの促進と子育て支援について、「子育て王国とつどりプラン」による施策展開を含め、県内企業の取り組みは浸透しつつあるものの、全体的には、未だ不十分な状況にあると考えられます。併せ、「次世代育成支援対策推進法」による「一般事業主行動計画の策定・届出」が、2011年4月以降、従業員101名以上企業も「義務」(従来は「努力義務」)化となりました。 年休取得の促進・活用など、具体化的への施策啓発を含め、職域におけるワーク・ライフ・バランスの促進と子育て支援に関わる啓発・指導を、更に強化・推進されるよう要請致します。	・福祉保健部(子育て王国推進局子育て応援課) ・商工労働部(雇用人材総室労働政策室)	<p><b>【福祉保健部】</b> 男性の育児休業取得促進を図るため、イクメンプロジェクトとして「個人」と「企業」を対象に男性が育児休業を取得することの意義や重要性に関する各種セミナーやフォーラムを開催している。また、今年度から男性従業員が育児休業を取得した中小企業に対しては、一般事業主行動計画の策定等を条件に奨励金を支給するほか、大企業に対しては育児休業制度等の普及啓発経費について補助を行っている。</p> <p>また、地域全体で子育てを応援する機運醸成を図るため、平成19年度から県内企業・店舗の協力による「子育て応援サポート」事業に取り組み、島根県や関西圏とも連携して利用可能エリアの拡大を図っている。さらに、平成22年度からは子育て支援等に取り組む個人、団体及び仕事と家庭の両立に配慮した職場環境づくり等に取り組む企業を「とつどり子育て隊」として登録し、その活動を促進しているところであり、今後もこのような取組を継続していきたい。</p> <p><b>【商工労働部】</b> 職場環境の改善に向けた助言などを行う労務管理アドバイザー(社会保険労務士)の企業への派遣、実際の職場環境改善の取組事例等を紹介する働きやすい職場づくり支援セミナーの開催など、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて取り組んでいるところ。平成24年度は、これらの取組に加え、ワーク・ライフ・バランス推進に伴う基礎的な指標を収集するため、県内企業の労働福祉制度、労働条件等の実態を調査する予定であり、この結果を踏まながら、今後とも、府内の関係部署や鳥取労働局との緊密な連携により、労使双方への働きやすい職場づくりの推進に関する取組を行っていきたい。</p>
<b>6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正について</b>  現在、鳥取市、米子市で事業展開する「中小企業勤労者福祉サービスセンター」は、国庫補助が2010年度を以て廃止されたことから、各サービスセンターでは、安定的な事業存続ができるよう懸命な努力を展開中です。 労働省(当時)が主唱の同事業は、県行政としても指導助言の役割が位置づけられたものですが、今日の状況下においては事業の継続に向けて課題が大きいのが率直な現状です。 中小企業の労働者福祉について、企業規模格差のは正とともに、ワーク・ライフ・バランスの推進、健康管理の促進と医療費負担の軽減など今後の課題にも寄与するものであることを含め、労政上の大切な課題として同事業の広域化、利活用のための広報・啓発、財政措置などについて支援策を検討し、事業体の維持・存続に向けて積極的役割を果たされよう要請致します。	商工労働部(雇用人材総室労働政策室)	<p>勤労者福祉センター事業については、平成17年12月の閣議決定を受けて行われた労働福祉事業及び雇用保険三事業の見直しにより、経過措置期間を経た平成22年度をもって市町村への国庫補助が廃止されたところ。</p> <p>同補助金は、国から市に直接補助されていたことから、財政措置などの支援策は市が取り組むべきものと考えており、市による引き続きの財政支援に関する国への要望等を検討されたい。なお、サービスセンターの広域化については、周辺市町と調整をしながら、センターが主体的に取り組むべきものと考える。</p> <p>本県においては、勤労者の福祉の向上対策の一つとして、全県をカバーしている鳥取県労働者福祉協議会に対し、勤労者福祉に係る事業への支援(補助金)を実施しているところであり、現在のところ、一地域のセンターに対する助成制度を新設する考えはない。</p>